

岩手大学同窓経営者の会規約

令和6年3月28日制定

(本会の名称)

第1条 本会の名称は、岩手大学同窓経営者の会（以下、「本会」という。）とする。

(本会の目的と活動)

第2条 本会は、岩手大学との連携を密にし、会員相互の情報交換、交流や連携を推進し、岩手大学そして会員自身及び会員が経営に携わる又は過去に携わっていた企業又は法人（以下、「会員企業等」という。）の発展に繋げられるよう、次の各号の活動を行う。

- 一 岩手大学の応援団として、岩手大学の状況を把握し連携を密にして、出来得る支援を行う。
- 二 学生との交流を深め、会員企業等や地域等に対する学生の理解の促進を図るとともに、学生に対するキャリアアップ支援を行う。
- 三 会員間の多様な交流・連携を進めるとともに親睦を深めて、会員及び会員企業等の発展を図る。

(会員)

第3条 本会の会員は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 岩手大学卒業生・修了生のうち、企業や法人等の経営に携わる者又はその経験を有す者（企業にあっては、執行役員、本部長及び部長相当職を含む。）で、参加を希望する者
- 二 その他代表が入会を認めた者

(入会・退会)

第4条 入会は、入会申込書にて申し込むこととする。

- 2 退会は、書面にて事務局に連絡し、任意に退会することができる。

(役員)

第5条 本会に、役員として、会長1名、副会長及び幹事若干名を置く。役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じた場合、後任の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、会員の中から選出する。
- 4 会長は、本会を主宰する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 6 幹事は、会の事務を担当する。

(総会)

第6条 総会は、会長が必要と認めたときに開催し、次に各号に掲げる本会の重要事項について

審議する。

- 一 役員の選出に関する事項
- 二 その他本会に関する事項

2 総会の議事は、出席者の過半数をもって議決する。ただし、特別な事情がある場合には、書面審議で議決することが出来るものとする。

(役員会)

第7条 役員会は、役員をもって構成し、本会の活動計画について審議する。

(会費)

第8条 本会の会費は、徴収しない。ただし、懇親会等については、その都度、参加費を徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、役員会で必要と認めた場合、総会の議を経て会費を徴収することができる。

(庶務)

第9条 本会の庶務は、本会と岩手大学が協力して行う。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、役員会で定める。

附 則

- 1 この規約は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 本会の設立当初の役員は別表1のとおりとする。
- 3 本会の設立当初の役員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、本会設立の日から令和8年3月31日までとする。

別表1

	氏 名	所 属	卒業学部
会長	吉 澤 和 弘	(株) NTT ドコモ 元代表取締役社長	工学部
副会長	稲 垣 秀 悦	いわぎん事業創造キャピタル(株) 代表取締役社長	人文社会科学部
	藤 川 雄一郎	(株) スポーツブレイン 代表取締役	教育学部
	佐 藤 康 毅	(有) やまろく商店 代表取締役	農学部
幹事	川 村 勝 浩	共益商事(株) 代表取締役社長	人文社会科学部
	西 千 秋	(同) 岩手野生動物研究所 代表	農学部
	三 浦 崇	(株) カネマン 代表取締役	工学部

※ 50音順